

～事務所登録取扱業務～

- 事務所の新規・更新登録 ● 登録事項変更届 ● 廃業届 ● 登録証明 ● 事務所登録情報の閲覧
- 申請書式のダウンロードはこちらから
事務所登録HP <http://www.chiba-jk.or.jp/registration/index.html>

～事務所登録事項に変更があったときは、2週間以内に届出をしましょう！～

- 建築士事務所の名称及び所在地
- 登録申請者の氏名又は名称及び所在地
- 役員（法人のみ）
- 管理建築士（管理建築士講習の講習修了証を受けた建築士でなければ、管理建築士になれません。）
※管理建築士は建築設計事務所内に2名以上が望ましい。
(1名の場合、不慮の事故、退職等で管理建築士が不在になるとその時点で業務ができなくなります。)

～設計等の業務に関する報告書（業務報告書）を提出しましょう！～

業務報告書の提出先は、建築士事務所の所在地を管轄する県の出先機関（土木事務所）です。
平成19年6月20日以降、最初に始まった事業年度が終了後、3か月以内に県へ提出してください。
以降、毎事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

編集後記

日本の木材について 先日、林野庁の研究員のお話を聞く機会がありました。毎年、伐採が可能な樹齢になる国産木材量（杉や檜などの木材）を100%とするとその年に消費される木材量は その内の60%だそうです。但し 消費される木材量は、輸入材が大半を占めていて、輸入材量の割合は60%、国産材量の割合は 40%ということです。つまり 年間消費される国産の木材量は 毎年伐採可能になる国産木材量の60%の内の40%ですので全体の24%しか消費されていないとの事です、逆に言うと 毎年、毎年 76%ほど伐採可能な木材が 増え続けていると言う事になります。 そのお話を聞くまでは 全く逆の事とっていました。外国産木材が安価である事もありますが、基本的に「木の文化」である日本でありながら 国産木材を有効利用していない現実があるということなのでしょう。国が公共建築物等の木材利用促進を進めているのも、このように木材資産が豊富にある事実や、二酸化炭素削減に寄与する木材であるという事だと思えますが、木材循環のためには 山林の保全が必要です。

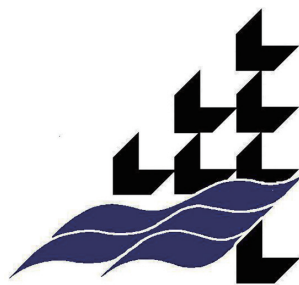
現在、林業は衰退してきています。そのため様々な問題が出てきています。我々ができることは まず 木材を有効に利用することであり 効率よく消費することでできれば林業の発展に繋がり それは、また、山林も保全され その結果 美しい日本の維持ができるでしょう。木材の耐火建築物へ利用も可能になってきています、「木の文化」の日本を 見直す時が来ているのではないのでしょうか。

広報委員会委員長 須田 正美

支部会員数	6/30	
支部名	会員数	エリア
千葉支部	75	(千葉市・市原市)
東葛支部	57	(柏市・流山市・野田市・我孫子市)
松戸支部	40	(松戸市・鎌ヶ谷市)
船橋支部	37	(船橋市)
習志野支部	23	(習志野市)
八千代支部	15	(八千代市)
印旛支部	23	(佐倉市・四街道市・印西市・八街市・白井市・酒々井町・栄町)
成田支部	28	(成田市・多古町・芝山町・富里町・香取市・神崎町)
東総支部	13	(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)
山武支部	18	(東金市・横芝光町・山武市・九十九里町・大網白里町)
長生支部	14	(茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町)
君津支部	28	(木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市)
安房支部	22	(鴨川市・館山市・鋸南町・南房総市)
市川・浦安支部	28	(市川市・浦安市)
夷隅支部	11	(勝浦市・大多喜町・御宿町・いすみ市)
計	432	

広報委員会

担当理事 穴倉義昭
委員長 須田正美
副委員長 市川光士
副委員長 明智孝夫
委員 平林 実
委員 田端友康
委員 吉岡一成
委員 伊藤哲也
委員 井桁正昭



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会シンボルマーク

建築の基本構成は“塊”“面”“線”の3つの普遍的要素に集約でき、日本建築の特性である「屋根の建築」をイメージに取り込み、柔らかな曲線によって繊細な日本美を表現しています。

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

〒260-0012 千葉市中央区本町 2-1-16
千葉本町第一生命ビル 2階
tel:043-224-1640
043-205-4731
fax:043-225-2066
ホームページ <http://www.chiba-jk.or.jp/>